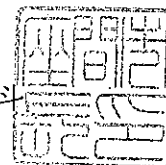




地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、座間市予算決算会計規則（昭和42年座間町規則第2号）第44条の4の規定により告示する。

令和4年10月3日

座間市長 佐藤 弥斗



1 指定納付受託者の名称及び所在地

(1) 株式会社トラストバンク

東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号

(2) スルガカード株式会社

東京都中央区日本橋室町一丁目7番1号

(3) 楽天グループ株式会社

東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス

2 指定納付受託者に納付させる歳入

座間市ふるさとづくり寄附金

3 指定した日

令和4年10月1日